

作成年月日	令和8年9月16日
作成課	農林水産部総務課

9月定例会提出予定議案について

【事件決議関係】

- I 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての
市町負担額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- II 国営土地改良事業についての市町負担額の決定・・・・・・・・・・・・・・ 3
- III 県が行う建設事業についての市町負担額の決定・・・・・・・・・・・・・・ 4

I 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定

国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業は市町が受益するものであるので、当該管理事業に要する経費のうち令和８年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東条川土地改良事業	三木市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	小野市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	加東市	〃
国営加古川西部土地改良事業	姫路市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	西脇市	〃
	小野市	〃
	加西市	〃
	加東市	〃
	多可町	〃
国営東播用水土地改良事業	神戸市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

Ⅱ 国営土地改良事業についての市町負担額の決定

国営土地改良事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和８年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東播用水二期土地改良事業	神戸市	事業費に100分の5.62を乗じて得た償還額と償還利子分の償還額を加えた額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

Ⅲ 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う基幹水利施設ストックマネジメント事業、経営体育成基盤整備事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和８年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	赤穂市	工事費に100分の21を乗じて得た額
	三木市	〃
	小野市	〃
	加西市	〃
	養父市	〃
	南あわじ市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃
	稲美町	〃
	福崎町	工事費に100分の19を乗じて得た額
	市川町	工事費に100分の15を乗じて得た額
	姫路市	{ 農山漁村地域整備交付金の工事費に 100分の21を乗じて得た額 水利施設等保全高度化事業の工事費に 100分の19を乗じて得た額
経営体育成基盤整備事業	加古川市	工事費に100分の11.25を乗じて得た額
	神戸市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	加西市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	たつの市	〃
	太子町	〃
	新温泉町	〃
	南あわじ市	{ 農業競争力強化農地整備事業の工事費に 100分の12.5を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額 農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額
	福崎町	{ 農業競争力強化農地整備事業の工事費に 100分の11.25を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額

事業名	市町名	負担額
かんがい排水事業	稲美町	工事費に100分の19を乗じて得た額
	丹波篠山市	工事費に100分の15を乗じて得た額
	新温泉町	工事費に100分の12を乗じて得た額
	豊岡市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	三田市	{ 農業水路等長寿命化・防災減災事業の一般地域の 工事費に100分の19を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の中山間地域の 工事費に100分の15を乗じて得た額 }
	丹波市	{ 農業水路等長寿命化・防災減災事業の 工事費に100分の19を乗じて得た額 水利施設等保全高度化事業の 工事費に100分の10を乗じて得た額 }

事業名	市町名	負担額
ため池等整備事業	三木市	工事費に100分の16を乗じて得た額
	姫路市	工事費に100分の11を乗じて得た額
	相生市	〃
	赤穂市	〃
	西脇市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	丹波篠山市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	多可町	〃
	市川町	〃
	福崎町	〃
	太子町	〃
	上郡町	〃
	佐用町	〃
	神戸市	{ ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の大規模地区の工事費に 100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の小規模地区の工事費に 100分の16を乗じて得た額
	加古川市	〃
	加西市	〃
	加東市	{ ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の工事費に 100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 一般整備型の工事費に100分の14を乗じて得た額
	南あわじ市	{ 防災ダム整備事業の工事費に 100分の6を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の工事費に 100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 一般整備型の工事費に100分の14を乗じて得た額
	洲本市	{ 防災ダム整備事業の工事費に 100分の6を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の中山間地域の小規模地区 (20ha未満)の工事費に100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の中山間地域の小規模地区 (40ha以上)の工事費に100分の6を乗じて得た額

事業名	市町名	負担額
広域営農団地農道整備事業	洲本市	工事費に100分の15を乗じて得た額
	豊岡市	〃
	南あわじ市	〃
湛水防除事業	赤穂市	工事費に100分の8を乗じて得た額
	豊岡市	{ 中山間地域の基幹部分の工事費に 100分の8を乗じて得た額 中山間地域のその他の工事費に 100分の13を乗じて得た額 }
土地改良施設耐震対策事業	神戸市	工事費に100分の18を乗じて得た額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃
	豊岡市	工事費に100分の8を乗じて得た額
農業用河川工作物応急対策事業	姫路市	工事費に100分の8を乗じて得た額
	赤穂市	〃
	香美町	〃
森林基幹道整備事業	養父市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	朝来市	〃
	神河町	〃
水産流通基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の5を乗じて得た額
水産生産基盤整備事業	新温泉町	外郭施設整備の工事費に100分の4を乗じて得た額 けい留施設整備の工事費に100分の5を乗じて得た額
県単独漁港改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額